特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和8年3月2日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給を行う。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障がいの状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障がい児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障がい者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、公金受取口座に関する情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報） なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法）第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。
③システムの名称	1. 総合福祉システム WEL＋ 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表56の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17,20,42,89,90,125,141,155,161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部子どもすこやか課
②所属長の役職名	子どもすこやか課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	美馬市保険福祉部子どもすこやか課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5606
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎項目評価書についても変更は随時更新、少なくとも1年に一回全ての基礎項目評価書を見直し、修正することで職員の意識付けを実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書所様式変更に伴うもの
令和2年9月17日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 12,15,26,30,47,57,64,65,87 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第12条、第19条、第30条、第31条、第35条、第44条 【情報照会の根拠】第31条	①番号法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 13,16,26,30,47,57,64,65,87,116 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】第31条	事後	再実施に伴うもの
令和3年9月1日	Ⅰ1②事務の概要	特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障がいの状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障がい児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障がい者関係情報、障害者の日常生活及び社会生	特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障がいの状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障がい児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障がい者関係情報、障害者の日常生活及び社会生	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和3年9月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第7号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 13,16,26,30,47,57,64,65,87,116 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】第31条	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 13,16,26,30,47,57,64,65,87,116 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】第31条	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和3年3月17日	Ⅰ1②事務の概要	特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障がいの状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障がい児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障がい者関係情報、障害者の日常生活及び社会生	特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障がいの状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障がい児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障がい者関係情報、障害者の日常生活及び社会生	事後	再実施に伴うもの
令和3年3月17日	Ⅰ1③システムの名称	1. 総合福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム	1. 総合福祉システム WEL＋ 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 5. マイナポータル 6. 番号連携サーバー	事後	再実施に伴うもの
令和3年3月17日	Ⅱ1対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満（任意実施）	事後	再実施に伴うもの
令和6年3月8日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 13,16,26,30,47,57,64,65,87,116 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第10条、第12条、第19条、第30条、第31条、第35条、第36条、第44条 【情報照会の根拠】第31条	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 13,16,26,30,47,57,64,65,87,116 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【情報照会の根拠】第31条	事後	再実施に伴うもの
令和8年3月1日	Ⅰ3法令上の根拠	番号法　第9条第1項　別表第一　項番37 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第29条	番号法　第9条第1項　別表56の項	事後	番号法改正に伴うもの
令和8年3月1日	Ⅰ4②法令上の根拠	①番号法第19条第8号　別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】項番 13,16,26,30,47,57,64,65,87,116 【別表第二における情報照会の根拠】項番57 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報提供の根拠】第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 【情報照会の根拠】第31条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17,20,42,89,90,125,141,155,161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 81の項	事後	番号法改正に伴うもの